

大阪千代田短期大学における外部研究費等の取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大阪千代田短期大学（以下「本学」という。）における外部研究費等（以下「研究費等」という。）の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究費等」とは、次の各号を指す。

- 一 文部科学省、他府省及びそれらが所管する独立行政法人(以下「配分機関」という)から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「競争的資金」という。）
- 二 前号の競争的資金以外の学外から給付を受けた各種研究費、助成金及び補助金等

(責任と権限)

第3条 本学の研究費等を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、総括管理責任者、事務担当責任者を置く。

- 一 最高管理責任者は、本学全体を統括し、研究費等の運営及び管理について最終責任を負うものとし、学長がこの任に充たる。
 - 二 総括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究費等の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、事務局長がこの任に充たる。
 - 三 事務担当責任者は、研究費等の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つものとし、学術情報課長がこの任に充たる。
- 2 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部門責任者が責任を持って研究費等の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(運営・管理)

第4条 研究費等は公的なものであることを認識し、その目的に沿った使用及び説明責任を果たすべく、それぞれの研究費等に係る規程及び取扱い要領等に則り、研究費の使用等の機関管理を徹底し、常に適正な管理を行うものとする。

- 2 競争的資金については、予算執行状況の検証、物品の発注・検収、研究者の出張計画・実行状況、非常勤雇用者の勤務状況等の把握確認業務を行い、本学学術情報課が学校法人千代田学園の関係事務組織の協力を得てその任に充たる。

(事務処理手続き)

第5条 事務職員は、専門的能力をもって研究費等の適正な執行を確保しつつ、本学の効率的な研究遂行を目指した事務を行う。

- 2 本学は、研究費等に係る事務処理手続きに関するルールについて、常に見直しを行いルールの明確化、統一化を図るとともに、教職員に対し、周知徹底を図る。
- 3 研究費等の事務処理手続きに関する本学内外からの相談を受け付ける窓口を学術情報課に設置し、効率的な研究遂行を適切に支援する仕組みを設ける。窓口担当者は学術情報課長とする。
- 4 本学は、事務職員の専門的能力の向上を図るため、研修等を実施する。

(不正防止計画の策定と実施)

第6条 研究費等を適正に運営及び管理し、不正を防止するために不正防止計画の推進を担当する者（以下、「不正防止計画推進者」という。）を置き、最高管理責任者が指名した教職員がこの任に充たる。

- 2 不正防止計画推進者は競争的資金を適正に運営・管理し、不正を発生させる要因を把握するために不正防止計画を策定しなければならない。

- 3 不正防止計画推進者は策定した不正防止計画を最高管理責任者に報告し、事務担当責任者を通じて関係者に周知し、実施を求める。
- 4 最高管理責任者は、不正防止計画の実施が不十分と認められる場合には、不正防止計画推進者にその改善を求めることとする。また、違法行為や不正が行なわれないように組織内部をまとめ、適正に運営及び管理を行なうものとする。

(告発の受付)

第7条 研究費等の不正使用に関し、告発及び相談を受け付ける窓口を設置する。告発及び相談の窓口は事務担当部局とし、担当者は学術情報課長とする。

- 2 告発窓口及び相談窓口の運営に当たっては、告発者等を保護する方策を講じる。
- 3 告発窓口が学内外から不正行為に関する告発を受け付けたときには、速やかに最高管理責任者に報告する。
- 4 最高管理責任者は報道機関やインターネット上での情報などの公開情報により不正行為の疑いが指摘され、かつ不正とする合理的理由が示されていると判断した場合に、前項による報告と同様に取り扱うことができる。

(不正行為の調査等)

第8条 前条第3項により告発を受けた最高管理責任者は、予備調査及び必要に応じ本調査を行い、不正の有無・内容・関与した者及びその程度・不正使用の相当額について調査し認定する。

- 2 調査のための予備調査委員会及び本調査委員会の設置、調査の方法・経過及び調査結果に対する事後の対応について、特に本規定に定めた以外の一切について「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」(以下「研究不正防止規定」という)に準じて行うものとする。
- 3 最高管理責任者は、「研究不正防止規定」第17条5項に定めた配分機関への調査開始の報告に際し、調査方針及び方法等について報告し、協議する。
- 4 「研究不正防止規定」第28条第2項に定めた調査結果の配分機関への報告には、調査結果・不正発生要因・不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況・再発防止計画等を含むものとする。
- 5 調査委員会は、「研究不正防止規定」に定めた中間及び結果の報告以外に、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定する。最高責任者は、これを速やかに配分機関に報告するものとする。
- 6 調査委員会は、「研究不正防止規定」に定めた期限内に調査が完了しない場合には、中間報告を作成し、これを最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、これを速やかに配分機関に報告するものとする。
- 7 本学は、配分機関の求めがあった場合、調査に支障がある等正当な事由がある場合を除き、資料の提出・閲覧・現地調査に応じなくてはならない。

(競争的資金の取扱い上の不正に係る措置及び処分)

第9条 競争的資金の取扱いについて不正に係る事実が発覚した場合は、「研究不正防止規定」にのっとり措置及び処分に加えて、不正に関与した取引業者に対して、当該取引業者に対する一定期間(無期限を含む)の取引を認めない措置を講じる。

(監査体制)

第10条 本学の競争的資金の適正な管理のため、大学全体の視点からモニタリング及び監査する窓口をおき、内部監査委員がその任に充たる。

- 2 内部監査委員は、最高管理責任者が教職員により指名するとともに、指揮・監督をとる。
- 3 内部監査委員は、必要に応じて学内外より委員を加えることができる。
- 4 内部監査委員は、予算執行状況の他に、体制についての検証も行い、必要に応じて防止計画推進者及び法人会計監査人とも連携を図るものとする。

(事務担当部局)

第 11 条 この規程に関する事務は、不正防止計画推進者が担当する。

(改正)

第 12 条 この規程の改正は、教授会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、2021(令和 3)年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、2022(令和 4)年 4 月 1 日から施行する。